

八尾市「部落差別の解消に関する施策の方向性について」答申を受けての対応について

本市では、平成14年3月に地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下、「地対財特法」という。）が失効した後も、「八尾市人権尊重の社会づくり条例」、「八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方について」、「第2次八尾市人権教育・啓発プラン」などをもとに、一般施策を活用しながら、部落差別の解消をはじめとする人権教育・啓発事業を推進してきました。

しかしながら、全国的にも差別事象等が未だ発生するなど、部落問題が解決したとは言えない状況が続いており、近年では、インターネットの普及による情報化の急速な進展に伴い、加害者の匿名性と情報の拡散性により、またたく間に人権侵害が広がるとともに、その情報の削除の困難性によって、いっそう事態が深刻化する状況が作り出されています。

このような中、平成28年12月に部落差別解消推進法が施行されました。

これは、部落差別が現代社会において存在することを公に認めたものであるとともに、その解消に向けて相談体制の充実、教育や啓発の実施、部落差別の実態にかかる調査の実施が明記されたものです。

本市においては、部落差別解消推進法の施行に伴い、2019（令和元）年7月31日に、市長より八尾市人権尊重の社会づくり審議会（以下、「審議会」という。）に対し、「部落差別の解消に関する施策の方向性について」諮問を行いました。

審議会において、諮問内容の検討を行うため部落差別解消推進専門部会（以下、「専門部会」という。）が設置され、令和3年12月16日に専門部会がまとめた『八尾市「部落差別の解消に関する施策の方向性について」八尾市部落差別解消推進基本方針（答申）』（以下「審議会答申」という。）が全会一致で承認されました。

その後、審議会会長より市長に対し審議会答申の手交が行われました。

審議会答申では、章立てとして「1. はじめに」「2. 今日の部落問題」、「3. 答申を策定するにあたっての基本認識」、「4. 本市における部落問題の現状」、「5. 部落問題の解消をめざす相談体制の充実」、「6. 部落問題の解消をめざす教育・啓発活動の推進」、「7. 部落差別の解消をめざす実態調査の実施」、「8. 部落差別の解消をめざす同和地区の生活改善とにぎわいと交流を育むまちづくり」「9. 国・大阪府への働きかけ」「10. 本方針の具体化のために」「11. おわりに一連帯・共生のまちづくりと差別のない市民社会をめざして」の11章で構成されており、より詳細な提言を受けたところです。

答申を受け本市といたしましては、市長を本部長とし、全部局長で構成される「人権施策推進本部会議」において再度答申書の内容及びその趣旨の確認と共有を図り、現状事業を進

めるにあたっては「人権尊重はすべての基本である」との視点に立って実施していくことの必要性を改めて確認いたします。

また「八尾市人権尊重の社会づくり条例」に則り、「第２次八尾市人権教育・啓発プラン」を基本として関係団体と連携し部落差別の解消に向けた取り組みを一層推進し、「八尾市人権教育・啓発プラン」及び個別計画等の改定時においては、審議会答申の趣旨を踏まえ改定作業に取り組んでまいります。

さらに、審議会答申の趣旨と内容をどう活かしていくかについては、手法等も含め、引き続き検討してまいります。